

第41回北村山地区自作視聴覚教材コンクール実施要項

1 趣 旨

北村山の未来を拓く人づくりを進めるうえで、郷土の自然や歴史、伝統文化、先人の業績などに対する理解を深めることは重要である。

そこで、郷土の学びに資する視聴覚教材の自作を奨励するとともに、作品の内容・制作技術の向上と利用促進を図るため、自作視聴覚教材のコンクールを開催する。

2 主 催 北村山視聴覚教育センター

3 共 催 北村山地区中学校文化連盟 北村山地区小中学校教育研究会メディア教育部会

4 部 門 学校教育部門 ○主に幼稚園・保育園・小学校・中学校・高等学校・大学
等学校教育で使用する教材
社会教育部門 ○主に社会教育で使用する教材
児童生徒作品部門 ○主に児童生徒が制作した教材

5 種 別 映像教材、デジタルコンテンツ（プレゼンテーションソフト、オンライン教材）
紙芝居 等

6 募集内容

- (1) 生涯学習活動及び生涯学習地域実践活動の実態に関するもの。
- (2) 北村山地域の自然、歴史、風土、伝説、文学、文化財、産業等に関するもの。
- (3) 学校教育、社会教育で活用する教材に関するもの。

7 応募対象者 北村山地区に在住または在勤するもの。

8 応募方法

- (1) 作品はすべてアマチュアが制作したものとし、この種のコンクールに未発表のもの。
- (2) 作品の上映（上演）時間は概ね20分以内とするが、教材として適した長さで判断されるものであれば、特に制限しない。
- (3) 紙芝居は朗読用のCD、音源データ等朗読台本を添付のこと。
- (4) 作品には別添の「教材出品票」を添付のこと。

9 応募期限 令和3年11月1日（月）

10 応募先 北村山視聴覚教育センター

11 著作権等について

(1) 応募された作品は応募者と協議の上、主催者が複製し活用することがある。

(2) 作品中の著作物等（例：挿入映像、文章やコメント、BGMなど）については応募者が細心の注意を払い、著作権及び著作隣接権をクリアされたものとする。肖像権についても同様とする。

【著作権、肖像権のNG例】

- ・ 文章を引用元の記載もなくそのまま転載すること。
- ・ 画像を許可なくコピーして載せること。
- ・ 購入した音楽や動画を載せること。
- ・ 展示会や公共物を許可なく撮影して載せること。
- ・ 写真や画像に写っている人を、許可なく載せること。

12 審査会日時 令和3年11月11日（木） 午後1時30分～午後4時30分

13 審査会会場 北村山視聴覚教育センター

14 審査基準

※審査の際、制作者による演示はありません。出品票（応募様式）には以下を詳しくご記入ください。

- ◇制作意図（制作にあたって留意した点、作品の特色）
- ◇教材の活用場面
- ◇対象
- ◇利用上の留意点（教材の構造や再生環境、演示方法等）

【審査の観点】

- ①教材性の高さ
- ②制作意図（制作にあたって留意した点、作品の特色）
- ③制作意図の明瞭さ
- ④制作技術の高さ
- ⑤その他

- ・ 作品全体に引きつけられる要素があるか
- ・ 児童生徒作品の場合、作品の制作における児童生徒のかかわり

15 表彰

部門ごとに特選1点以内、入選3点以内、奨励賞若干とする。

※第70回山形県自作視聴覚教材コンクールへの応募希望の際は、応募意思に基づき事務等手続きは北村山視聴覚教育センターが代行する。

16 その他

入賞作品について、北村山視聴覚教育センター自作教材アーカイブ（公式YouTubeチャンネル）に投稿（アップロード）し、公開する。また、同意書については表彰式終了後に受賞者に対し送付するものとする。

☆☆

第41回北村山地区 自作視聴覚教材コンクール 表彰式・発表会

1 日 時 令和3年12月9日（木） 午後1時30分～午後3時

2 会 場 北村山視聴覚教育センター

3 内 容

- (1) 表彰式
- (2) 応募作品の試写
- (3) 作品の講評
- (4) その他